

平成26年8月 全員協議会

平成26年8月18日（月曜日）

長谷部 淳 議員（日本共産党）



※ [全員協議会について](#)

長谷部淳議員

日本共産党の長谷部淳である。

最初に、汚染水対策についてである。

国は、汚染水問題に関する3つの対策として、①汚染源を取り除く、②汚染源に水を近づけない、③汚染水を漏らさないとしている。3つ目の「汚染水を漏らさない対策」について、現状をどう認識しているか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

これまで、護岸において水ガラスによる地盤改良を進めてきた。これは、土の中にガラスの壁をつくり、汚染された地下水が海に漏れ出さないよう地盤改良を行ったものである。さらに、いろいろな観測井戸を掘って観測し、放射性物質濃度の高い部分については、そこから地下水を毎日くみ上げることによって、その汚れた地下水が海に流れないようにする対策を進めている。現在海側の遮水壁を建設中であり、今後これを閉じることができるよう工事を進めている。

長谷部淳議員

現在の地下水放出計画では、複数の井戸からくみ上げた水を一時貯留タンクにためて、1つの井戸の地下水から放出基準を超えるトリチウムが検出され続けても、ほかの井戸の水と混ざって薄まれば海に放出するという仕組みになっている。

少なくとも、放出基準を超える地下水はくみ上げないことを基本にすることが、「汚染水を漏らさない対策」として当然だと思うが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

地下水バイパスは、建屋の中に地下水が入り込み汚染水をふやすことのないよう、「汚染源に水を近づけない対策」の柱として実施している。山側に12本の井戸を掘り、山側一帯の地下水をくみ上げるが、それをほかの水で薄めているわけではなく、あくまで山側一帯の地下水をくみ上げているものである。また、排出に当たっては厳しい運用目標を定めており、法令上の放出濃度基準6万Bq/lのところ、1,500Bq/lという基準を定め、それ未満であることを確認した上で放出している。実際には、現実に海に放出している水の中に占めるトリチウムの濃度は300数十Bq/lにとどまっている。

これは、厳しい基準、運用目標を定めた上で、それ未満でやることを確認しながら地下水位を徐々に下げて、建屋の中に入ってくる地下水の量を減らし、それによって汚染水の増加を抑える非常に大事な対策である。薄めていると時々言われるが、山側一帯の地下水をくみ上げているものであり、それ以外に何か加えて薄めていることは決してない。

長谷部淳議員

1,500Bq/lという話があったが、その1,500Bq/lを超える高濃度の井戸の原因はどう把握しているか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

12本の井戸のうち1番南側にあるNo. 12という井戸のトリチウムが、上がったり下がったりして1,500 Bq/lを超えることがある。これについては、いろいろな過去のトラブルや過去に漏れたと思われるところから類推したり、No. 12の井戸の山側に観測用の井戸を幾つも掘り、その傾向を監視しながら何が一番の原因として考えられるか検証しているが、まだ原因の特定までは至っていない。

長谷部淳議員

1 l当たりのベクレル数が東京電力（株）が決めた値以内であっても、放出を続ければ、どんどんベクレル数がふえ続けるのは当然のことである。それでも汚染水を漏らさない対策になっていると国は考えているのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

福島第一原発の汚染水問題を解決する上では、敷地の中で管理する水のリスクを最大限減らし、汚染水の増加を食い止め、汚染水を漏らさないということをバランスよく行い、汚染水のリスクを最小化していくことが必要である。先ほど説明したとおり、法定告示濃度は6万 Bq/lであり、1,500 Bq/lというのはそれをはるかに下回る濃度である。しかも、実際に排出されている水は300 Bq/l余りであるので、そういったことを十分説明し、汚染水が漏れているのではないかと風評被害が起きないように、しっかりと対応したい。

長谷部淳議員

これまで放出されたトリチウムの総量は、ベクレル数としてどのくらいになるのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

通告がなかったため、数値を手元に持ち合わせていない。

長谷部淳議員

1 l当たり300 Bqとして、それをずっと放出し続けてきたということなので、40～50億 Bqくらいになるのではないかと。いずれにしても、300 Bq/lと言ってもふえ続けていることから、上限値なり総量規制なり何らかの措置が必要と考えるが、今後の対応について聞く。

原子力規制庁審議官

放射性物質を若干とも含む水の処理については、法律に基づく規制基準がある。人が水を飲むと体内に吸収されるので、内部被曝を起こす問題がある。一方、人が1日当たりに飲む量は限界があるため、これを2 l程度と設定し、毎日飲み続けた場合の生涯にわたる内部被曝を計算し、年間1 mSv以下であれば放射線による影響はないだろうということで、これを安全上の上限として設定している。したがって、それを十分下回るのであれば、安全上の問題、すなわち健康に被害を及ぼすような放射線の問題は生じないだろうということで定められたものである。この考え方は国際的にも一般的なものだとして理解している。

長谷部淳議員

今までにない事態が我々の目の前で起こっていて、汚染された水が1 l当たり300 Bqであっても流し続けられている。値を小さくしたと言っても、ふえ続けているのである。それに対する何らかの規制が必要ではないかと聞いている。再度

答弁願う。

原子力規制庁審議官

放射線に対する被害をどのように考えるかだと思うが、人の健康被害がまず第一である。放射性物質はもちろんだいないにこしたことはないが、放射性物質から受ける被曝量がどの程度になるかが大変重要である。特に、人がそれを大量に受けることは大変まずい問題であるため、1年間当たりの被曝線量を上限として規制するのが基本的な考え方だと思っている。

長谷部淳議員

次に、地下トレンチ（ケーブル等が通る坑道）内に滞留した高濃度汚染水を取り除くための凍結作業がうまくいっていない。規制委員会の専門家会合では「非常に広い知識が必要だとずっと言われている」、「英知をうまく結集できていない」などの意見も出されていると聞いている。国はこの点でどのように責任を果たすのか。

原子力規制庁審議官

指摘のとおり、2、3号機のそれぞれに幾つかのトレンチがあるが、合わせて1万tの高濃度放射性物質を含んだ水がある。事故当初大変濃度が高かったということで、これが万が一漏れると大変な問題となるため、少しでもリスクを下げようと、まず濃度の低減対策を実施した。これにより、2桁くらい濃度が下がったと記憶している。

最終的には汚染水を全部除去すること、要はくみ上げて処理するということである。ただ、残念なことに、このトレンチがタービン建屋とつながっている。1～4号機の建屋の中に全部で7万tの汚染水が入っているの、仮に片方のトレンチからくみ上げても、タービン建屋からどんどん送られてしまうため、それをなくすことができない。したがって、タービン建屋とトレンチの間を止水することがまず第一の目的である。そこで、今回実施している凍結の工法は、凍結管を入れて周りを凍らせるだけであり、比較的工期が短く、しかも作業が簡単であることから、まずそれを採用した。しかし、これがうまく凍っていないことが判明したため、東京電力（株）は氷などを投入することにより汚染水のトレンチ側の温度を下げようと一生懸命努力しているところである。

この結果については、我々の専門家会議をあす開催し、東京電力（株）が行った対策の効果、成果がどうだったのか確認したいと考えている。もちろんうまく凍結すればそれを継続することになるが、ただ単に凍ればよいというわけではない。そこで止水することが必要であり、タービン建屋からの水の圧力に耐えるしっかりしたものでないといけないので、それを確認していきたい。

仮に、もしそれがだめな場合は次の対策を考えていく必要がある。現在考えているのは、タービン建屋とトレンチの間の今凍らせている隙間に、グラウトというコンクリート状のものを入れて固めることである。そういった対策の要否も含め、あすの専門家会議の中で議論し、検討していきたい。

長谷部淳議員

次に、地下の透水層に関して、福島第一原発の地下25mにあるとされる下部透水層が放射能で汚染されていることを国が知ったのはいつか。

原子力規制庁審議官

正確には覚えていないが、日々東京電力（株）はそういう幾つかの観測井戸を掘り、放射線の濃度を計測している。頻度は毎日であったり、一週間に一度であったり、いろいろである。その中で、指摘の深い井戸を最近新たに設置し観測したところ、下部の地下水からトリチウムが検出された。観測されたところは海に近い護岸付近である。かつてはなかったが、それが最近発見されたということは、一般的に考えると、海に近い護岸上部の地下水が放射性物質に汚染されており、

どうやらそれが地下のほうに行ったのではないかと考えられる。

この原因としては、水ガラスなどによって海への流出を食い止め、海側の遮水壁を現在設置工事中であることから、上部の地層では山側からどんどん水が来るが海側へは行かないので、当然そこでたまって圧力がかかってくる。すなわち、上部の地層の水圧が上昇することによって、下部の地層まで流れ始めているのではないかとということである。

この問題は、海側をせきとめれば当然生じ得ることである。先ほど説明があったように、海側遮水壁を9月にまず全部閉じることが計画されており、そうすると、当然その中の水圧が上がってくる。その地下水をサブドレン（地下水をくみ上げ水位等の管理を行うために設置された装置）の水と一緒にくみ上げ、浄化した上で放水すると聞いているが、その対策をあわせて実施していくことで、この問題は解決するのではないかと考える。

長谷部淳議員

国の汚染水処理対策委員会の委員からは、タービン建屋やトレンチから汚染水が地下に漏れる可能性について、会合の中で指摘はなかったのか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

議事録も含めて逐一全て記憶しているわけではないが、現在建屋内の水位が建屋周りの地下水の水位よりも低く保たれており、常に建屋の周りから建屋の中に水が流れ込む状態が維持できている。外から中に流れ込むことがあっても、中から流れ出すことがないよう、そういう趣旨で建屋の水位を周りの水位よりも常に低く保ってきた。

長谷部淳議員

実態として、下部透水層の汚染があるとのことなので、汚染水を漏らさないようにするには、下部透水層から海にしみ出る場所での常時モニタリングが必要であり、これは常識であると思うが、その対応はとっているのか。

原子力規制庁審議官

下部の地下水が海側に漏れないようにするため、下部の透水層まで到達する非常に深い遮水壁を海側に設けようとしている。これはまだ閉じていないので、まずこれを閉じる。もちろん観測は継続的に必要であり、浅いところや今はかっている深いところの放射性物質の状況をしっかりモニタリングしていくことは大事である。

遮水壁を閉じて、先ほど述べた地下水ドレンから揚水を開始することができれば、当然また状況は変わってくるので、濃度がどのように変化していくかしっかり確認していくことが大事である。

長谷部淳議員

「汚染水は完全にブロックされている」との説明は破綻しているように聞こえるが、この政府説明は撤回し、きちんと正面から取り組むことをはっきりさせるべきと思うが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

海洋モニタリングを継続して行っているが、東日本の北から南まで調べても、海洋における汚染水濃度はWHO（世界保健機関）の飲料水水質ガイドラインをはるかに下回ったレベルである。昨年秋の「汚染水の影響が完全にブロックされている」との総理の発言は、そういったことをもって述べたものと考えている。

長谷部淳議員

汚染水問題への取り組みについて、国は、福島での会議運営や本省との調整、東京電力（株）の作業進捗管理だけでな

く、責任を持って主体的に企画・立案、作業実施、検証する体制を現地で確立すべきだが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

昨年9月に基本方針を定め、国の現地事務所をつくっている。現地事務所においては、日々のさまざまな出来事や、対策の進捗がどのようになっているかなどについてモニターし随時把握するとともに、問題になりそうなことを事前に見つけ出して対応することなどに努めている。

長谷部淳議員

次に、県内原発全基廃炉について、「東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」の去年6月の改訂に係る「改訂に際しての主要なポイント」を見ると、国際顧問の登用、国際連携部門の設置、国際廃炉エキスパートグループの設置、国外の研究機関・企業の廃炉作業への参画を促進するための環境整備などが挙げられている。国としてどう取り組んできて、どう進んでいるのか。

経済産業省大臣官房審議官

福島第一原発の廃炉は、人類がこれまで経験したことの無い大きな事業である。議員指摘のとおり、世界の英知を結集した取り組みが必要であることは論を待たない。当省の糟谷廃炉・汚染水特別対策監からも午前中に紹介があったが、国際的な取り組みを順次導入している。

まず、国際廃炉研究開発機構（IRID）という技術研究組合をつくり、そこを通じて世界に技術情報の募集をかけている。その結果、全体で780件の技術情報が提供され、うち3分の1は海外からの提案であった。このような技術情報に基づき、具体的な対策の提案について公募を行ったところ、194件の提案がなされた。うち4割は海外からである。

現在国ではこれらの提案を踏まえ、技術研究開発の予算を執行しているが、このような国際的な知見を反映して取り組みたい。具体的には、技術的難易度が高いと考えられる技術に対する研究開発を本年3月から行っているが、米国やフランスなどの海外企業がこれに参加し、11件の検証事業を採択している。

長谷部淳議員

福島第二原発の4基の廃炉について、国の責任で判断すべきと考えるが、どうか。

経済産業省大臣官房審議官

一昨年、県議会において、福島第一及び第二原発の廃炉を求める請願が採択されたことは我々も承知している。また、同じく一昨年、福島県においても県内全ての原発を廃炉にする計画を決定したことも承知している。さらに平成25年3月には、県議会本会議において県内原発全基廃炉を求める意見書が可決されたと承知している。

このようなこれまでにない大事故を経験し、いまだに約13万人の避難者が厳しい避難生活を余儀なくされている状況を踏まえれば、このような請願の採択等についても十分理解できることであり、我々も重く受けとめなければならない。

ただ、今後の福島第二原発の取り扱いに関しては、原子力事業者である東京電力（株）が、今後のエネルギー政策や新規規制基準への対応、立地自治体や県のさまざまな意見を拝聴し、総合的に判断していくものと理解している。

長谷部淳議員

今紹介があったように、県内原発全基廃炉はオール福島の声と言ってもよいと思う。政府として東京電力（株）に求めた福島第一原発5、6号機の廃炉と同様の対応をすればよいが、国はオール福島の声を聞くつもりはないということか。

経済産業省大臣官房審議官

福島第一原発については、事故の処理に集中する現場体制を構築する観点から、昨年9月に総理が5、6号機の廃炉を要請したことは事実である。それを受けて昨年12月、東京電力（株）が廃炉を決定した経緯がある。

総理の要請を踏まえて東京電力（株）が廃炉を決定したのは、福島第一原発5、6号機は1～4号機の極めて近傍にあり、タンクの増設など、そのスペースを活用することが廃炉の加速化に必要な不可欠との判断があったものであり、この事情は福島第二原発とは少し違うと考える。

先ほど述べたとおり、福島県の方々の心情を踏まえれば、福島県の総意として全基廃炉を提言していることは理解でき、十分重く受けとめているが、福島第二原発の稼働判断は東京電力（株）においてなされるべきと思っている。

なお、現時点で適合性審査が行われている原発は13原発で20基あるが、福島県の皆様の心情を考えると、これら他の原発と同列に取り扱うことは難しいと認識している。

長谷部淳議員

東京電力（株）が知事や県民、県議会の全基廃炉の要請に対して必ず答えるのは、国のエネルギー政策の全体像が明らかになってからだということである。つまり、国次第だと言っているのである。再稼働を前提とした国のエネルギー基本計画に基づき、原発を含めた電源比率の数字によっては、国は福島第二原発の再稼働も考えることを示唆しているのではないかと思うが、どうか。

経済産業省大臣官房審議官

エネルギー基本計画に関しては、先ほど紹介した3つのポイントをもって進めているが、さらなる具体策については、総合資源エネルギー調査会の原子力小委員会等で検討しているところである。

原発依存度の低下というのは、全体のエネルギー構成をどうするのかということであるが、今これを原子力小委員会などで検討しており、各小委員会の検討を取りまとめ、総合資源エネルギー調査会または政府として、エネルギー構成をどうするか取りまとめていくことになると思う。

時期については、いわゆるベストミックスと言われる目標をできるだけ早く取りまとめて皆様に示せばということである。今の段階で具体的に時期を述べることはできないが、何年もかけるような話ではなく、まさに早期にと考えている。

長谷部淳議員

私は、電源構成によっては福島第二原発の再稼働もあり得るから国は判断しないのではないかと聞いている。

経済産業省大臣官房審議官

繰り返しになり恐縮だが、また、経済産業大臣等も繰り返しこの質問を受けているが、今後のエネルギー政策の方向性のほか、地元の皆様とのいろいろなコミュニケーションや意見を踏まえ、東京電力（株）でまず第一義的に判断していくものと考えます。

長谷部淳議員

原発の再稼働については、原発事故後の実態をしっかりと踏まえ、総合的に政府が判断するのが筋と考えるが、どうか。

経済産業省大臣官房審議官

実態ということでは、現在は全ての原子炉はとまっており、それに対して各電気事業者が判断し、13原発20基の適合性

審査申請が原子力規制委員会に出されているところである。今後、原子力規制委員会によって安全性が確認された段階で、再稼働に向けて立地自治体や関係者の理解を得る活動を続けた上での話になる。事業者が丁寧な説明を行っていくのは当然であるが、国としてもしっかりと説明していきたい。

長谷部淳議員

原子力規制庁に聞くが、原子力規制委員会設置法第1条には、「原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力～（中略）～に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し～（中略）～原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、～（中略）～原子力利用における安全の確保を～（中略）～一元的につかさどるとともに、～（中略）～中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を設置し、～（後略）」とある。

「安全とは申し上げない」ということは、全くの職務放棄である。いわゆる新規制基準が世界最高水準と言えないことは委員長も自覚していることであり、ならば、避難計画や最終処分場を含めた基準を設けるよう、現在の不条理な現状を打開するイニシアチブを設置法に基づいて委員会が発揮することが当然と考えるが、どうか。

原子力規制庁審議官

原子力の安全を図るのが我々規制委員会の使命であることは言うまでもなく、法律に規定されているとおりである。ただ、絶対安全というものはない。安全性は、常に見直しをし、改善し、その向上に努めていくという謙虚な気持ちであることが非常に大事だと思う。かつての安全神話に寄りかかるようなことは、決してあってはならないと考える。もちろん新規制基準は、これまでの福島の事故や諸外国の経験も踏まえて作成したが、原子力規制委員会の田中委員長は、そのような観点から、この基準に適合すれば全て終わりではないと述べている。

常に安全のさらなる向上のために事業者は努力し、我々規制当局においても、これから得られる新しい知見があるかもしれないので、それを基準の中に反映し、それを守るという形で、常に安全に対して謙虚な気持ちで、これを向上させていく。我々は、計画をつくり行動し、チェックしてさらにアクションすることで改善していくPDCAサイクルを回している。我々は、計画をつくり行動し、チェックしてさらにアクションすることで改善していくPDCAサイクルを回している。我々は、計画をつくり行動し、チェックしてさらにアクションすることで改善していくPDCAサイクルを回している。

長谷部淳議員

結局今の規制基準は、原子力発電所の技術的、工学的な面からの規制基準だと思うが、私が聞いているのはそれだけでなく、避難計画や最終処分場をどうするのかといったことも含めて、一元的につかさどるのが規制委員会であるから、そういうことにきちんとイニシアチブをとるべきではないかということである。再度答弁願う。

原子力規制庁審議官

今は確かに原子力発電所に関する規制基準について述べた。これはほかにも核燃料サイクル施設や再処理施設などについて、同様の立場でやっていることである。

避難計画の話があったが、これは確かに役割が少し難しいところがある。我々には防災対策指針と呼ばれる防災に関する技術的な指針を策定して公表する責務があり、これを現に策定し、さらに最新の知見を取り入れながら順次改定を続けている。

具体的な防災対策に関しては、内閣府のもとに防災業務をつかさどるセクションがある。ただ、災害対策基本法により、防災計画自体は県や市町村ごとにつくることとされている。これは法律上、細かいことを言えば、自治事務である。通常は自然災害だが、自然災害と同様に原子力災害についても、特に地元の状況をよく知っている自治体がつくるのが一番よいだろうという考えのもとで、そういう法律の体系ができていく。

一方、我々規制委員会がチェックしたらどうかとよく言われることがある。放射線というのは技術的に大変難しい問題

があるので、まずは自治体でつくるが、我々も技術的アドバイスを積極的に実施している。また、先ほど述べた内閣府の原子力防災セクションもあるので、そこでは資機材の支援などいろいろな交付事業も行っているが、そういうものを整備するに当たっての技術的なアドバイスも実施している。

さらに、避難の実効性の問題もよく言われる。特に、広域30km圏では防災計画をつくる必要があるので、複数の自治体、都道府県との連携が必要な場合もある。そういったところについては、県や市町村が入る広域の検討会を国主導でつくり、その中で調整や助言、いろいろな経験の共有などを行っている。

いずれにしても、避難計画は実効のある形でなければならない。急に30km圏に広げてしまったところがあるので、先ほどと同じであるが、一つ一つ改善して実効性をしっかりと担保してもらえればと思う。

長谷部淳議員

一元的につかさどる機関としての説明とはとても思えない。

福島第一原発の原子力緊急事態宣言は解除されたのか、継続されているのか。

原子力規制庁審議官

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態宣言のことだと思うが、これはまだ継続されている。

今は3つの地域に区分され、避難指示解除準備区域については条件が整い、地元の理解を得たところから順に解除されているという理解である。

長谷部淳議員

その緊急事態を脱するために、国として事故収束に全精力を傾けるべきであり、再稼働にエネルギーを費やしている場合ではないというのが福島県民の願い、声である。こうした声をどう受けとめるか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

重く受けとめ、一日も早く事故が収束するよう全力を挙げていく。

長谷部淳議員

廃炉作業に携わる人たちは、文字どおり、福島の未来を切り開く最前線の労働者である。中長期ロードマップにおいても、適切な労働条件確保に向けた取り組みとして、業者への教育や元請の取り組みを調査するなどとしているが、不十分である。作業そのものを国家プロジェクトと位置づけ、作業員全員に被曝管理手帳を交付し、健診や医療を無料にする、充実した健診項目を身近な医療機関で受けられるようにする、心理的側面も含めた健康相談センターを開設する、作業従事後の生活保障の仕組みをつくるなど、そういったことが今後の長い廃炉作業と、これを担う人材の安定確保、育成の前提にもなると思う。国の責任でそうした仕組みをつくるべきと考えるが、どうか。

資源エネルギー庁廃炉・汚染水特別対策監

作業員の被曝の管理については、法令に従ってしっかり枠組みをつくり対応している。

作業員の育成については、これまで東京電力（株）は全て一般価格競争入札により、とにかく安いところに出すということでやってきた。ただ、この場合、確かに安く契約できるが、受けた事業者は次の仕事の見通しが立たないため、そこに継続的に作業員を確保したり、作業員に教育や訓練、研修をすることがなかなか難しい。このため、去年の秋以降、一般価格競争入札を見直し極力随意契約とすることにより、安定的に将来の仕事の見通しが立てられ、作業員をきちんと確保し育成できる形での契約体系に切りかえてきており、現時点では9割以上がそのような体系になっている。国も先ほど

説明した現地事務所において、さまざまな元請やゼネコンなどの現地事務所を定期的に回り、いろいろな困り事を聞き、必要な対応をとるよう東京電力（株）に指導しており、今後も続けていきたい。

長谷部淳議員

除染について、環境省は新たな方針を示したが、空間放射線量 $0.23\mu\text{Sv/h}$ は除染目標ではないと強調している。手元に福島環境再生事務所からもらったパンフレットがあるが、2ページの「除染はどのように進めていくの？」との問いに対し、「具体的な空間線量率の目標は $0.23\mu\text{Sv/h}$ になります」と書いてある。これは、国が示した除染の目標と受けとめるのが当然である。

「政府の方針が正しく伝えられていない」など、不安を持ったほうが問題であるかのように受け取れる方針転換をどう説明するのか。

環境省福島環境再生事務所長

国のこれまでの説明に対し、指摘のあった $0.23\mu\text{Sv/h}$ という値があたかも除染の目標であるかのように受け取られてしまい、なおかつ、我々の説明資料の中でもそう解釈できる表現になっていたとの指摘だと思う。そういった、国が正しく伝えてこられなかった点は、まさに今回の4つの市との勉強会の中で、4市からも厳しく指摘を受けたところである。

我々としては、これまでの説明不足と、それに基づき県民が現在抱えている不安等について、一つ一つきちんと解決しなければならないとの気持ちで、改めてこの中間報告をまとめたと思っている。

中間報告で改めてまとめているが、放射線防護とは、個人の被曝線量をきちんと下げていくことが目的であり、除染の中でこれまで長期目標と言っていたものは、まさに空間線量の値ではなく、個人の追加被曝線量を年間 1mSv 以下に抑えるということである。今後はそういった誤解のないよう、これまでの説明について反省すべきところは反省し、コミュニケーションを図っていきたい。

長谷部淳議員

午前中の質疑では、市町村の多くは従来どおりの目標で除染を行うとのことだったが、再除染も含めた除染の財源保障は今後も十分になされるという理解でよいか。

環境省福島環境再生事務所長

現在、汚染状況重点調査地域における市町村除染については、国の補助金に基づき県に設置された基金により財源措置されている。今後も含め、市町村において計画に基づき実施される除染については、きちんと財源措置がなされるようにしていきたい。

長谷部淳議員

除染の基本的な考え方として、私は国の責任で進めるべきだと思う。現在の居住地やこれから帰還する土地での生活が、個人被曝線量にどのように反映されるのか、国の責任のもと、特別の体制をとってより細かに実測することを基本にし、自己責任に帰されかねない個人線量計による実測値はその補完として位置づけるべきと考えるが、どうか。

環境省福島環境再生事務所長

除染は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国の責任のもとで措置している。市町村除染についても、国からの財政措置はもちろん、技術的な支援も行っており、これらは今後とも続けていく。

議員の指摘は、今後帰還する地域を含めて、除染した後の線量管理をどうするかということだと思う。我々は今回、個

人被曝線量を考慮することを重視すべきと報告書に書いている。一人一人の被曝線量を年間1mSv以下に抑えることを達成するためには、最終的には個人個人の線量を尊重しなければいけない。ただ、だからといって空間線量をはからないなど、もちろんそういうことではない。除染を終えつつある国直轄除染の地域においても、除染後の線量はどうなっているか事後モニタリングを実施しており、実際の線量の程度を確認した上で、取り残し等があればフォローアップ除染を行うこととしている。そういったこともあわせて、今後、個人の被曝線量も重視していくということであり、これからは空間線量を全く顧みずに除染を進めるという意味ではない。

長谷部淳議員

中間貯蔵施設について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針の中では、「中間貯蔵施設及び最終処分場の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行う。」としている。今の中間貯蔵施設ありきで、施設受け入れを前提とする進め方ではなく、最終処分場の確たる方針をきちんと決めた上で中間貯蔵施設、地域振興策、生活再建策を国として責任を持って提案すべきであるが、どうか。

環境省大臣官房審議官

中間貯蔵施設については、既に原子力災害で大変な負担を負っている地元の方々に対し、さらに新たな負担を強いることから、大変申しわけなく思っている。しかし一方、福島を除染の推進、復興の加速化に向けては必要不可欠な施設であるため、何とか具体的に実現したいとの思いで、今までいろいろと調整させてもらった。

最終処分場が決まっていないことは午前中からも指摘を受けているとおりだが、この膨大な福島県内で発生する汚染土壌等を考えると、なかなかすぐには最終処分場の行く末が決まらないことも事実である。ただ、それを待っていると、いつまでもたっても生活環境にあるフレキシブルコンテナバッグが片づかないということがあるので、我々としてはまず中間貯蔵施設について、地元で丁寧に説明しながら一日も早く実現したいと考えている。それと並行して、最終処分場についてはしっかりと8つのプロセス、ステップに従って進めていきたい。

長谷部淳議員

最後に、事故原発のタービンなど高濃度に放射能汚染された巨大な機器や装置、メルトダウンした核燃料(燃料デブリ)、これから解体する建屋の処理、保管について、どうしていくのか説明願う。

原子力規制庁審議官

当面は使用済み燃料を取り出し、その後燃料デブリを取り出すが、まずこれが一番の大きな課題である。これには30～40年近くの長期間かかる。しかもその方法はまだ確立していないので、技術開発などが進められていくことになると思う。

使用済み燃料と燃料デブリが仮にきれいに全て除去できると、単に放射性物質に汚染された建物だけになるので、これは通常の原子力発電所の廃炉と同様の工程で進めることができるのではないかと思う。ただ、理想どおりにできるかどうかは、やはり燃料デブリの取り出しのいかんにかかっているので、一体どこにどれくらいの量がどのような状態で蓄積されているかをまず把握することから始まると思っている。

長谷部淳議員

国が加害者責任をきちんと明確にし、県内原発全基廃炉はもちろん、汚染水問題を初めとした事故収束のため、国が前面に立つことを言葉だけにせず、現地での対策実施とその体制確立に対し、主体的に責任を持って取り組むことを求め、質問を終わる。